

(案)

資料6

第 号
令和 年 月 日

山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

実施機関名（法人名）

文書管理規程の改正に係る包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第37条第1項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

文書管理規程について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

<理由>

文書管理規程の本文、別表等には、課名、課名を略称した記号、職名等が規定されており、組織改編や職制の変更に伴い、頻繁に規定の整備のための一部改正が行われている。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

(案)

第 号
令和 年 月 日山形県公文書等管理委員会
委員長 伊藤 眞知子 様

実施機関名 (法人名)

公文書ファイル等の廃棄に係る包括承認について (意見聴取)

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例 (平成 31 年 3 月県条例第 14 号。以下「条例」という) 第 8 条第 2 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

【意見聴取事項】

文書管理規程に基づき保存期間を 1 年未満とした公文書については、条例第 2 条第 5 項の基準に適合しないものとする。

<理由>

文書管理規程に基づき保存期間を 1 年未満とできる公文書は、限定されており、また、保存期間が 1 年未満の公文書の量は、保存期間を 1 年以上とする公文書に比して膨大であることから、文書管理事務の効率化及び適正化の観点から、これらについては、条例第 2 条第 5 項の基準に適合しないものとするもの。